

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次に掲げる家庭をいう。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童(当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。)の母が当該児童を監護する家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 父が死亡した児童

ウ 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 父の生死が明らかでない児童

オ その他アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

(2) 次のアからオまでのいずれかに該当する児童(当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。)の父が当該児童を監護し、かつ、その児童と生計を同じくする家庭

ア 父母が婚姻を解消した児童

イ 母が死亡した児童

ウ 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

エ 母の生死が明らかでない児童

オ その他アからエまでに準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、当該児童の父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

(1) 母が監護しない前項第1号アからオまでのいずれかに該当する児童又は母がない同号ア及びウからオまでのいずれかに該当する児童

(2) 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない(父がない場合を除く。)前項第2号アからオまでのいずれかに該当する児童又は父がない同号ア及びウからオまでのいずれかに該当する児童

(3) 父母がない児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び規則で定める社会保険各法をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の法令の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から、保険給付、他の法令又はこれに準ずる規程の規定による給付及び保険者が給付する付加給付の額並びに食事療養標準負担額を控除した額をいう。

(一部改正〔平成13年条例25号・17年13号・20年6号・23号・21年22号・22年14号・24年4号・28年26号〕)

(対象者)

第3条 この条例による医療費(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、狭山市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 前項の対象者(児童を除く。以下この項において同じ。)のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者は、対象者としなす。

- (1) 同一の児童について、父及び母のいずれもが対象者となる場合又は父及び養育者のいずれもが対象者となる場合 当該父
- (2) 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが対象者となる場合 当該養育者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなす。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
- (3) 規則で定める施設に入所している者
- (4) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (5) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者

(一部改正〔平成10年条例18号・13年25号・20年23号・21年22号・22年14号・26年19号〕)

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としなす。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者(以下「ひとり親等」という。)の所得が、その者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあつた年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (3) 前2号の所得の状況が確認できないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(一部改正〔平成13年条例25号・17年13号・22年14号〕)

(受給者証の交付)

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則で定めるところにより、ひとり親家庭等医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(一部改正〔平成13年条例25号〕)

(支給額)

第6条 ひとり親家庭等医療費の支給額は、受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)の一部負担金から次の各号に規定する額を控除した額とする。

(1) 入院の場合 一の医療機関等(病院、診療所、薬局又は柔道整復師等をいう。以下同じ。)につき、一人1日当たり1,200円

(2) 前号以外の場合 一の医療機関等につき、一人1月当たり1,000円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものからは、同項各号の額を控除しない。

(1) 対象者のうち、児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(以下「市民税等」という。)が課せられていないとき(所得の申告をしないことにより市民税等が課せられていないときを除く。)又は市民税等が免除されているときの当該対象者に係る一部負担金

(2) 薬局における一部負担金

(3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金

(全部改正〔平成13年条例25号〕、一部改正〔平成17年条例13号〕)

(支給の方法)

第7条 市長は、受給者からの申請に基づきひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(一部改正〔平成13年条例25号〕)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給者の疾病又は負傷に関し受給者等が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費を返還させることができる。

(一部改正〔平成13年条例25号〕)

(支給金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の行為によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者又は一部

負担金の変更その他の理由により過分のひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者から既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成13年条例第25号・20年23号〕)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成6年9月27日条例第13号)

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成9年9月30日条例第21号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成9年9月1日以後に行われた診療に係る一部負担金の額について適用し、同日前に行われた診療に係る一部負担金の額については、なお従前の例による。
- 3 平成9年9月1日から平成11年3月31日までの間における改正後の第6条の規定の適用については、同条第2号中「老人保健法第28条第1項第2号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、平成9年9月1日から平成10年3月31日までの間は「1日につき1,000円」と、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間は「1日につき1,100円」とする。

附 則(平成10年6月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定(中略)は、平成10年1月1日から適用する。

附 則(平成12年12月22日条例第51号抄)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定(中略)は、この条例の施行の日以後の診療等に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成13年9月26日条例第25号)

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療等に係る医療費について適用し、同日前の診療等に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月27日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第6項の改正規定(「入院時食事療養標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月26日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年6月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年10月5日条例第14号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に受給者として認定されている者(改正前の第2条第2項に規定するひとり親家庭の父及び児童で、父がその児童と生計を同じくしていない者に限る。)に係る認定の基準については、改正後の狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、平成22年において、当該受給者が改正後の条例第8条第2項の規定による届出を行うまでの間、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月23日条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日条例第19号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定(「対象」を「、対象者」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月21日条例第26号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。